

# 横浜 YMCA 英語学校 成人プログラム会員規約

## 第1条 〔定義〕

本規約は、「横浜 YMCA」（以下「YMCA」という）の会員ならびに入会を希望する方に適用されます。

## 第2条 〔目的〕

会員が語学プログラムを通じて、地球市民として世界や地域の課題に目を向け解決するために相互に協力していくことを目的とします。

## 第3条 〔名称及び所在〕

名称を横浜中央 YMCA 英語学校と称し、所在地を神奈川県横浜市中区常盤町 1-7 とします。

## 第4条 〔運営及び管理〕

公益財団法人横浜 YMCA が運営、管理をします。

## 第5条 〔施設利用及びプログラム参加の禁止〕

次の各号に該当する方は、施設の利用及びプログラムへの参加を禁止します。

1. 飲酒等により、正常な施設利用ができないと YMCA が判断した方。
2. グループ活動が困難な方は、事前に YMCA にご相談ください。
3. その他、正常な授業への参加ができないと YMCA が判断した方。

## 第6条 〔入会資格〕

入会できる方は、18 歳以上で、YMCA 語学プログラムの趣旨に賛同し、本規約に同意し、YMCA が入会を承認した方とします。

1. 過去に YMCA より除名等を受けていない方。
2. 第5条に該当されない方。
3. 入会後であっても、第5条に該当されていることが判明した場合、その時点で退会の措置をとらせていただきます。

## 第7条 〔入会の種類〕

第6条で承認された方を会員とします。

## 第8条 〔入会手続き〕

1. 所定の手続きを行い、入会金と月会費を納入いただきます。
2. 申し込みの時点で 18 歳未満の場合は、保護者が、会員資格の有無に関わらず、YMCA の規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

## 第9条 【入会金】

1. 入会手続きの際に、YMCA に対して所定の費用を支払うものとします。
2. 入会金は、いかなる場合でも返金いたしません。

## 第10条 【月会費】

1. 会員は、所定の月会費を当月の指定日に、口座振替にて納入いただきます。その場合の手数料は YMCA が負担します。
2. 月会費納入義務は会員自らが直接受付にて退会届を提出するか、YMCA が除籍するまで存続します。

## 第11条 【会員証の貸与及び使用】 ＊一部事業所のみ該当

1. YMCA は、第7条の会員に会員証を発行します。
2. 会員証は、会員証の表面に記載されている本人以外は使用できません。
3. 万一、会員証を紛失された場合は、再発行手続きをしてください。その場合、再発行手数料をいただきます。会員証再発行手数料は 550 円（税込）とします。
4. 会員が退会する場合、会員証を返還いただきます。

## 第12条 【休会】

会員は、1 ヶ月以上の期間にわたり申し込みコースに参加できない事由が生じた場合には、所定の休会届を提出し、休会をすることができます。

1. 休会の申し出は、休会を希望する月の前月の最終開館日・開館時間(当日 YMCA が休館の場合はその前日)までとします。
3. 休会期間中は、申し込みコースの休会費を前月の指定日に口座振替にて納入いただきます。2 コース以上を休会する場合は、それぞれのコースにおいて休会費が必要となります。
4. 休会費は、休会届によって届出された期間まで（月単位）とし、休会期間終了月より再び、翌月以降の所定の月会費を口座振替させていただきます。
5. 休会は月単位となります。
6. 休会中の施設利用及びレッスンの振替はできません。

## 第13条 【コース変更】

会員は、申し込みコースの変更を希望する場合には、変更希望コースに空きがある場合に限り、所定の変更届を提出し、変更をすることができます。

1. コース変更の申し出は、変更を希望する月の前月の最終開館日・開館時間(当日 YMCA が休館の場合はその前日)までとします。
2. コース変更は月初めからとなります。

## 第14条 【退会】

会員は、退会を希望する場合には、所定の退会届を直接受付へ提出し、退会することができます。

1. 退会の申し出は、退会を希望する月の前月の最終開館日・開館時間（当日 YMCA が休館の場合はその前日）までとします。
2. 入会手続き後、クラス開講前までの申し出の場合、参加費から入会金を除いた費用を銀行振り込みで返金をさせていただきます。なお、返金に伴う手数料は負担いただきます。
3. 会員が死亡された場合は翌月以降の月会費を返金いたします。
4. 会員が入院された場合は医師の診断（診断書）により、発生の翌月以降の月会費を返金致しません。
5. 退会届の提出は、本人又は家族が手続きするものとします。

## 第 15 条 【除名】

会員は、次の事項のいずれかに該当する行為があった場合は戒告し、又は一定期間会員としての権利の行使を停止、又は除名する事があります。

1. 本規約及び YMCA が定める諸規則に違反した場合。
2. YMCA の名誉を毀損し、または、公序良俗に反する行為をした場合。
3. 会費、活動費、その他の支払いを 2 ヶ月以上滞納し、期限を定めた催告にも応じない場合。（除名以前の諸費用は全て納入いただきます）
4. 故意に施設または、器具類を破損した場合。
5. 危険な行為、レッスンの進行を著しく妨害するなど他の会員に対する迷惑行為があった場合。
6. その他、YMCA が、会員としてふさわしくないと判断した場合。

## 第 16 条 【休館】

YMCA は、原則として別紙スケジュールに標記する日を休館日とします。休館日のほか諸施設の補修等、やむをえない事由が発生した場合、休館することがあります。又、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合は、予め案内することなく施設を休館することができるものとします。

## 第 17 条 【施設の一時的な閉鎖及び一時的な利用制限】

YMCA は、次の事由により施設の一部又は全部を一時的に閉鎖又は利用を制限することがあります。尚、この場合、会員に対する補償（補講、返金等）はいたしません。

1. 台風その他異常気象、風水災害、地震、近隣の事故等で、その災害が会員に及ぶと判断される場合、又はプログラムの運営に支障があると判断した場合、施設の一部又は全部を一時的に閉鎖することがあります。
2. ストライキにより、YMCA の最寄りの主要交通機関が運行中止し、プログラムの運営に支障があると判断した場合、施設の一部又は全部を一時的に閉鎖することがあります。
3. 休館日等の場合。
4. 行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむをえない事由が発生した場合。

## 第 18 条 【会員の事故】

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、YMCA の施設を利用するものとします。
2. YMCA は、会員がプログラム参加中に負った怪我や事故等の場合、YMCA 傷害補償規定に基づき対

応するものとします。医療機関での診療の際には、会員本人の健康保険証を利用させていただきます。

3. YMCA は、会員が YMCA の施設を利用中に生じた盗難等については、一切責任は負いません。

#### **第 19 条 〔損害賠償責任免責〕**

会員が YMCA の諸施設の利用中、会員の責任に帰する事由により、会員自身が受けた損害に対して、YMCA は当該損害に関する責任を負わないものとします。

#### **第 20 条 〔会員の損害賠償責任〕**

会員が YMCA の諸施設の利用中、会員の責任に帰する事由により YMCA または第三者に損害を与えた場合、その会員が当該損害に関する責任を負うものとします。ビジターについても同様とします。

#### **第 21 条 〔届出事項の変更〕**

会員は、YMCA に届け出た事項に関して変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

#### **第 22 条 〔諸費用の改定〕**

YMCA は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢の変動に応じて改定することができるものとします。

#### **第 23 条 〔規約の改定〕**

YMCA は、規約等の改定を行うことができ、改定した規約等の効力は全会員に及ぶものとします。

#### **第 24 条 〔附則〕**

本規約は、2017 年 4 月 1 日より施行します。

#### **第 25 条 〔細則〕**

本規約に定めていない事項及び変更については、別途 YMCA の定めるところによるものとし、その効力は 全ての会員に及ぶものとします。

2017 年 4 月 1 日 施行

2019 年 10 月 1 日 改訂

2024 年 4 月 1 日 改訂

## 細則

### 第1条 【会員証】 ＊一部事業所のみに該当

1. 会員証を紛失された場合は、速やかに再発行の手続きをしてください。
2. 会員証再発行手数料は 550 円（税込）とします。

### 第2条 【(割引)】

2コース以上の登録の場合、原則として各コースの月会費より 10%の割引をします。割引の対象にならないコースもございます。お申し込みの際にご確認ください。

### 第3条 【休会費】

1. 休会費は、申し込みコース1コースにつき1ヶ月 2,200 円（税込）となります。

### 第4条 【施設の一時的な閉鎖及び一時的な利用制限】

YMCA は、特別行事、講習会の開催等の場合、施設の一部又は全部を一時的に閉鎖又は利用を制限することがあります。尚、この場合、会員に対する補償（補講、返金等）はいたしません。

### 第5条 【届出事項の変更】

1. 会員は、YMCA に届け出た住所、氏名、連絡先等に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。
2. YMCA から会員への通知連絡は、会員が届け出た住所、連絡先宛とします。

## 個人情報の保護

横浜 YMCA では、皆様からいただいた情報を厳重に管理いたします。個人情報の取り扱いにつきましては、以下のルールに従います。不都合のある方は連絡ください。

1. 皆様に無断で個人情報を集めることはいたしません。皆様に対して、利用目的をあらかじめ明らかにした上で個人情報の提供をお願いしております。個人情報は下記の3に記した目的以外の用途には利用しません。

2. 横浜 YMCA の個人情報利用目的

- ・プログラム実施上の資料
- ・プログラム実施上の連絡
- ・当該プログラム次回募集の告知
- ・機関紙の送付
- ・横浜 YMCA 主催、また関係団体主催の催し物の告知
- ・統計データの利用

4. 退会后、申込書、預金口座振替依頼書等、入会にあたり提出いただいた書類は、YMCA において厳重に管理、または裁断処分し、返却はいたしません。

2017年4月1日 施行

2019年4月1日 改訂

2019年10月1日 改訂

2024年4月1日 改訂

## 横浜中央 YMCA 英語学校

T E L : 045-641-5492

F A X : 045-651-0223

E-mail : [ae\\_info@yokohamaymca.org](mailto:ae_info@yokohamaymca.org)

〒231-8458 横浜市中区常盤町 1-7